

令和3年度実施 福島市職員採用試験 労務職・労務職(障がい者) 受 験 案 内

福島市役所総務部人事課

受付期間	令和3年11月1日(月)～令和3年11月22日(月)
第1次試験日	令和3年12月5日(日)

1 試験職種、採用予定人員及び職務内容等の一例

職種	採用予定人員	職務内容等の一例
労務職	3名程度	クリーンセンターにおけるごみ処理業務、支所・学校等における清掃・土木作業・文書送達業務、給食センター等における調理業務など
労務職(障がい者)	1名程度	

※採用後に職務内容が異なる施設への人事異動が行われる場合があります。

2 受験資格

●労務職

平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方(学歴は問いません)

●労務職(障がい者)

以下(1)、(2)及び(3)にすべて該当する方

- (1)平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方(学歴は問いません)
- (2)身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(※)で、労務職としての職務が遂行可能な方
- (3)活字印刷文による筆記試験に対応できる方

※受験申し込みまでに交付の申請をしている方を含みますが、令和4年3月末日までに交付されない場合は採用になりません。

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。(欠格事項)

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 福島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の期日及び会場

(1) 第1次試験

種類	期日	場 所	日 程	合格発表
筆記試験	令和3年12月5日(日)	①又は②のいずれか ①福島市市民会館(福島市霞町1番52号) ②福島市役所本庁(福島市五老内町3番1号)	集合 午前9時20分 終了予定 正午頃	令和3年12月22日(水)に、福島市ホームページに合格者の受験番号を掲示する予定です。また、合格者には直接通知します。

※12月5日の筆記試験会場は、11月29日(月)から12月1日(水)までに掲載する福島市ホームページ(市政情報>職員>職員採用のページ「受験番号及び試験会場一覧表」)で必ず確認してください。

(2) 新型コロナウイルス感染症に対する対応

- ① 試験当日は、感染予防のため、マスクの着用をお願いします。なお、試験会場には手指用のアルコール消毒液を設置しますので、適宜使用してください。
- ② 試験会場は、換気のため、適宜、窓やドアなどを開けます。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。
- ③ 試験当日体温が37.5℃以上ある場合等、発熱が確認された場合は当日の受験をお控えいただく場合があります。なお、これを理由とした欠席者向けの再実施は予定しておりません。
- ④ 新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いいたします。なお、これを理由とした欠席者向けの再実施は予定しておりません。
- ⑤ やむを得ない事情により試験日時等が変更される場合があります。変更がある場合は随時ホームページでお知らせします。適宜、ホームページで最新情報の確認をお願いします。

(3) 第1次試験結果の閲覧

試験の不合格者については、本人の総合順位および得点を閲覧することができます。

閲覧時期は、合格発表後の令和4年1月4日（火）から令和4年2月4日（金）を予定しています。

閲覧を希望する場合は、本人確認ができるもの（運転免許証、学生証等公的身分証明書）を持参の上、福島市総務部人事課（本庁舎4階）までお越しください。

なお、詳細は福島市ホームページへ掲載します。

(4) 第2次試験（予定）

期日 令和4年1月24日（月）

場所 福島市役所本庁舎又は福島市市民会館

※ 日程等の詳細は、第1次試験合格者に対し通知します。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験（筆記試験等）

試験種目	試験内容
作文試験	職員として必要な文章表現力等について作文試験を行います。
適性検査	職員として必要な業務適性について検査を行います。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対し、次により実施します。

- ① 適性検査 職務遂行上必要な適性について検査を行います。（WEBによる実施を予定）
- ② 身体検査 職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて、医師の発行する身体検査書の提出により行います。
- ③ 口述試験 主として人物について、個別面接による試験を行います。

(3) 資格調査

第1次試験の合格者について、受験資格及び申込書類等の記載事項、その他について調査します。

5 受験手続及び受付

受験の申し込みは、原則インターネットによる申し込みとします。

インターネット利用環境が整っていない方は、11月15日(月)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、福島市総務部人事課(024-525-3703)までお問い合わせください。

<p>申込方法</p>	<p>① 福島市ホームページ>市政情報>職員>職員採用>「【令和3年度実施】福島市職員採用試験【労務職・労務職(障がい者)】を実施します」のページ内「インターネットによる職員採用試験の受験申し込み」から「福島市 かんたん申請・申込システム」にアクセスし、利用者登録を行ってください。 仮登録後、入力したメールアドレス宛に本登録のための通知が送信されます。 指定されたアドレスにアクセスすると登録完了となります。 ※メールの設定でドメイン指定受信をご利用の方は、システムからのメールが届かないことがありますので「@mail.city.fukushima.fukushima.jp」からのメールが受信できるように設定変更を行ってください。 ※①の利用者登録だけでは試験申込完了とはなりません。 必ず②の申し込みまで行ってください。</p> <p>② 「インターネットによる職員採用試験の受験申し込み」から「福島市 かんたん申請・申込システム」に再度アクセスし、「令和3年度実施福島市職員採用試験【労務職・労務職(障がい者)】申込」画面であることを確認の上、志望動機などの申込データの入力・送信を行ってください。 ※労務職(障がい者)をお申し込みの方は、「身体障害者手帳」、「療育手帳」又は「精神障害者保健福祉手帳」の写し(顔写真、氏名、生年月日、障がい名、障がいの等級、交付年月日が記載されているページ)を添付の上、送信してください。ただし、通信環境等によりデータの添付が困難な場合には、郵送で写しを送付してください(令和3年11月22日(月)必着)。交付申請中の方は、交付され次第、写しを郵送または直接福島市役所総務部人事課(本庁舎4階)まで提出してください。</p> <p>③ ②の申込データ送信後、登録したメールアドレスに申込完了のメールが送信され、受付番号が付与されますが、これは受験番号ではありません。 受験番号については、下記「受験票の作成」をご覧ください。 ※申込完了後の取り下げについては、直接人事課へご連絡ください。 ※申込内容に不備がないかよくご確認ください。不備がある場合、受験できない場合があります。 ※お問い合わせ：福島市役所総務部人事課(024-525-3703)</p>
<p>受付期間</p>	<p>令和3年11月1日(月)午前8時30分～令和3年11月22日(月)午後5時 ※受付期間内に正常に到達したものを有効な申し込みとします。通信機器障害等によりシステムが停止した場合でも同様ですので、十分余裕をもってお申し込みください。</p>
<p>受験票の作成</p>	<p>① 申込受付期間終了後、11月29日(月)から12月1日(水)までに、登録したメールアドレスに審査完了のメールが送信されますので、福島市ホームページ>市政情報>職員>職員採用のページにアクセスし、受験票をダウンロードしてください。</p> <p>② ダウンロードした受験票をA4の白紙で印刷し、福島市ホームページの上記①職員採用のページ>「受験番号及び試験会場一覧表」で必ず受験番号と筆記試験会場を確認し、所定の事項を記入して写真を添付し、試験当日に持参してください。</p>

※福島市職員採用のホームページアドレス

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/shise/shokuin/saiyo/index.html>



6 受験の際の注意事項

<p>第1次試験当日に持参するもの等</p>	<p>● 12月5日(日) ①受験票(最近6ヶ月以内に撮影した本人の写真を所定の欄に貼ってください。) ②HBの鉛筆、消ゴム、鉛筆削り、腕時計(時計機能のみの物に限る)</p>
<p>その他</p>	<p>①受験票を忘れた場合や、受験票に写真が貼られていない場合には受験できませんのでご注意ください。 ②受験票は筆記試験会場にて回収しますので、必ず写しをとるか、受験番号を控えるなどしておいてください。 ③申し込み後の受験職種の変更は認められません。 ④試験会場は敷地内禁煙です。 ⑤車イス等の使用の必要がある場合には、事前にご相談ください。</p>

7 合格から採用まで

合格者は、試験職種ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、令和4年4月1日以後欠員等の状況により採用となりますので、名簿登載者全員が採用されるとは限りません。
(採用候補者名簿の有効期間は1年間です。)

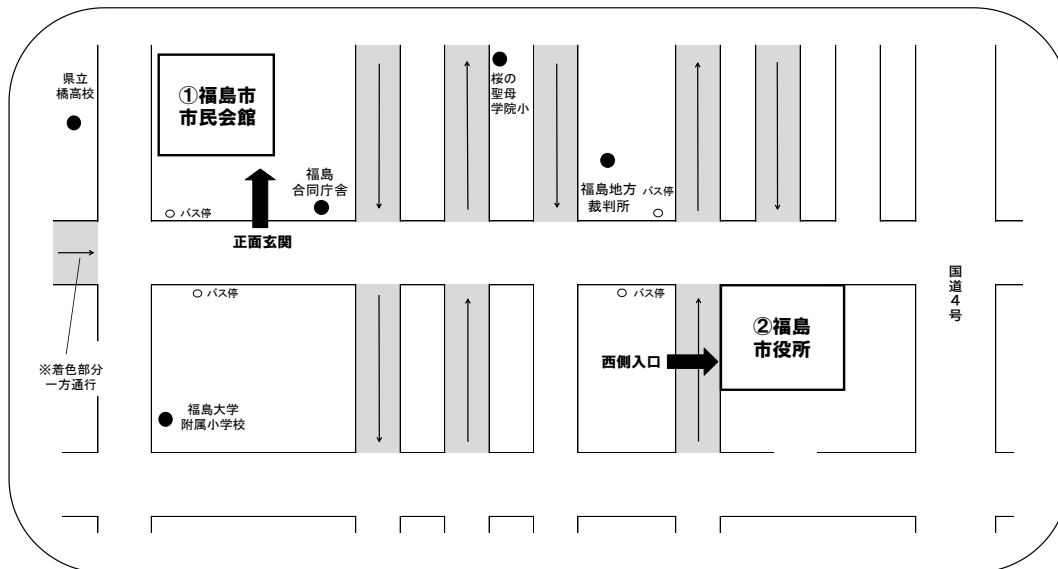
8 給与

初任給は下表のとおりです。ほかに福島市給与条例の定めるところにより諸手当が支給されます。

(令和3年4月1日現在)

職種	採用時の年齢	初任給	採用時の年齢	初任給
労務職 労務職 (障がい者)	18歳	153,200円	22歳	166,900円
	19歳	155,600円	23歳	169,700円
	20歳	158,100円	24歳	173,400円
	21歳	164,000円	25歳	176,900円

9 その他 会場案内等



①福島市市民会館

市内循環バス「附属小前」下車徒歩約1分

②福島市役所本庁

市内循環バス「市役所前」下車徒歩約1分

※両会場とも自家用車（バイク含む）での試験会場への来場は、ご遠慮ください。



問い合わせ先

福島市役所総務部人事課

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

TEL 024-525-3703 (直通)

024-535-1111 (代表) 内線2123